

## 立命館大学学友会新歓運動規約

### 第1章 総則

#### 第1条 （目的）

この規約は、多額の学友会費を以て、学友会員の代表者たちが行う性質を有する事業を明文化した規約に則って実行することで、学友会活動の会員に対する透明性を向上することに加え、運動上の庶務を明文化し、これを民主主義に則って規約としての拘束力を与えることによって法の支配を推し進め、より一層の学友会活動の民主化に資することを目的とする。

#### 第2条 （規約の対象）

立命館大学学友会が事業として行う新歓運動に係る組織、運営及び執行のうち、学友会に係る普遍的諸原則により導かれるものについては、他に特別の定めがある場合を除くほか、この規約の定めるところによる。

#### 第3条 （新歓運動の定義）

この規約において「新歓運動」とは、学友会の事業として、新生が本学に適応できるように支援する諸活動であり、かつ、中央委員会が承認した統一的指針によって統率された運動総称を指す。

#### 第4条 （運動方針及び運営方針）

第1項 運動に参画する全ての者は、本規約及び中央委員会が承認した『新歓運動方針』に則って運動を遂行する。ただし、運動を執行する上での計画及び戦略については『新歓運動戦略』に、また、そのように指定する詳細な根拠である運動の主体及びその外郭並びに客体的実態に対する分析については『新歓実態分析』にそれぞれ委任することができる。

第2項 前項の規定にかかわらず、運動に携わる組織の運営については『新歓実行委員会運営方針』でこれを定めることができる。

第3項 運動の具体的内容及び過程は、前項及び第1項中に掲げる諸文書が規定する内容に適合していなければならない。

### 第2章 組織及び構成員

#### 第5条 （新歓実行委員会の設置）

新歓運動に係る一切の議事及びその他の執務を、中央委員会に代わって執り行う組織として新歓実行委員会（以下、「実行委員会」とする。）を置く。

## 第6条（役員）

実行委員会に次の役員を置く。

1. 実行委員長 1名
2. 副実行委員長 若干名
3. 会計 1名

## 第7条（各役員の任務）

第1項 実行委員長は、実行委員会を代表し、運動に参画する者及び組織を統括する。

第2項 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、また、実行委員長に事故あるとき、あるいは実行委員長が臨時的に不在のとき、副実行委員長の内1名が実行委員長の職務を代行することができる。

第3項 会計は、本運動の財政について委員長を補佐する。

## 第8条（役員の任命）

第1項 当該年度の実行委員長は、当該年度の中央常任委員長の指名に基づき中央委員会においてこれを任命する。ただし、任命される者は自身の当該年度における新歓運動方針を中央委員会に提出しなければならない。

第2項 副実行委員長及び会計は、実行委員長がこれを任命する。

## 第9条（実行委員会の構成）

実行委員会は、実行委員会の議長及び学友会会則第9条に定める団体（ただし、学友会会則第10条に定められた役員を除く。）の担当者（以下、「実行委員」という。）を以て組織する。

## 第10条（役員以外の実行委員の選出方法）

各団体の代表者は、前条中の「実行委員」として、各団体の代表者自身又は代表者を代理する資格を有する者を充てることができる。

## 第11条（任期）

第1項 実行委員長の任期は、第8条第1項の任命から、中央委員会において実行委員長の解任決議が成立した時又は『新歓運動総括』が承認され中央委員会により認められた時までとする。

承認 第3回中央常任委員会（2023年2月3日）

承認 第3回中央委員会（2023年2月3日）

第2項 実行委員の任期は、中央委員会による当該年度『新歓運動方針』の承認から、『新歓運動総括』が中央委員会で承認されるまでとする。ただし、特段の事由がある場合は、任期中に当該団体内で担当者を変更すること及び臨時に代理を立てることを妨げない。

## 第12条（部署）

第1項 運動の実務を担い、実行委員会及び実行委員長を実務面から補佐する部署として中央事務局特別事業部を充てることを常例とする。

第2項 実行委員長は、運動に必要な部署を新たに設けることができる。

## 第3章 議事

### 第13条（会議）

第1項 実行委員会は、第9条に規定する構成員から成る全体会議において議事を行う。

第2項 本学の各キャンパス内で完結する議題を扱う場合は、キャンパスごとにキャンパス別会議(以下、単なる「会議」という言葉は全体会議及びキャンパス別会議の総称を指す。)を設け、全体会議に代わって議事を行うことができる。

第3項 各キャンパス別会議は、議長及び以下の団体の実行委員を以て組織する。

1. 全学自治会
2. 当該キャンパスに属する学部の自治会
3. 第9条に定める団体中、学部自治会及び全学自治会でない団体

ただし、第1号及び第3号の団体の実行委員は、それぞれのキャンパスの学部生であるか、それぞれのキャンパスに置かれている団体の部員であることが望ましい。

### 第14条（議決事項）

第1項 全体会議は、以下の事項の執行許可又は文書の成立及び効力発生について議決する。

1. 新歓運動方針案
2. 新歓運動予算案
3. 新歓運動戦略
4. 新歓実行委員会運営方針
5. 新歓期内各短期構想
6. 実行委員会として行う各企画内容及びその予算
7. その他運動に係る支出
8. 新歓実態分析
9. 新歓運動総括案

承認 第3回中央常任委員会（2023年2月3日）

承認 第3回中央委員会（2023年2月3日）

10. 新歓運動決算案

11. その他運動形成文書(第15条で述べる。)で定める事項

12. 学友会員の代表者による意思決定が必要な、運動上のその他の事項

第2項 前項の規定にかかわらず、前項第5号、第6号及び第7号のうち、各キャンパス内で完結するものについてはキャンパス別会議で議決することができる。

第3項 第1項1号、2号、9号及び10号に掲げる文書については、実行委員会による承認は案として成立するに留まり、その効力は、案を中央委員会が承認することで発生するものとする。

第4項 第1項の規定にかかわらず、中央委員会が第1項各号に掲げる事項又は文書に対する修正命令を承認した場合、実行委員会はその修正命令に服し、かつ、当該年度中はその修正箇所を実行委員会で再度修正することができない。ただし、中央委員会は修正命令の議決に先立ち、実行委員長その他の参考人より、修正箇所に係る解説を受け、かつ修正内容に対する実行委員長の見解を確認しなければならない。

第5項 前項の規定にかかわらず、第3項に規定する文書については、中央委員会に対し、実行委員会から修正案の提出を適宜行うことができる。

**第15条（議長）**

第1項 会議の招集、会議で扱う議題の提出及び議場の統括は、議長がこれを行う。ただし、議長は運動参画者より議題の提案を受けた際、手続きの瑕疵、提案内容の公序良俗に対する違反、提案内容の不明確さ及び運動形成文書(『新歓運動規約』、『新歓運動方針』、『新歓運動戦略』、『新歓実態分析』及び『新歓実行委員会運営方針』をいう。以下同じ。)に対する不合致等を理由として議題とすることを却下できるが、実行委員長としての私見に合致しないことを理由として議題とすることを拒否できない。

第2項 議長には、実行委員長を充てる。ただし、実行委員長は、自身が臨時的に不在のとき、議長に副実行委員長又は会計を充てることができる。

第3項 議長は、第1項ただし書きの規定に従って拒否できなかった議題を解決する時のみ、反対に投票することができる。

**第16条（成立及び議決）**

第1項 会議は、その構成員の過半数の出席がなければ、議題を議決することができない。

承認 第3回中央常任委員会（2023年2月3日）

承認 第3回中央委員会（2023年2月3日）

第2項 議題承認の可否は、この規約に特別の定めのある場合を除いては、出席者の過半数でこれを決する。ただし、議長の議決権を含めて可否同数のときは、さらに議長の決するところによる。

#### 第17条（委任）

実行委員は欠席する場合、『新歓運動方針』又は『新歓実行委員会運営方針』に別段の定めがない限り、自身の議決権を含めて議事の一切を議長に委任することができる。ただし、その後の結果について異議を申し出ることにはできない。

#### 第18条（電磁的方法による議決）

第1項 すでに議論が十分に尽くされており、単なる意思表示による議決のみを残す議題は、電磁的方法により議決を行うことができる。ただし、この方法は、議決に先立って3日以上期間を設け、この期間中に、対象となる議題を管轄する会議(以下この条において「当該会議」という。)の全ての実行委員がこの方法を用いることに賛成の意思を示した時のみ用いることができる。

第2項 この方法を採用した場合は、議長が当該会議の全ての実行委員に対し、電磁的な方法により賛否の意思表示の要請をした時から24時間が経過した時点で、当該会議の議決権数の過半数の構成員が賛成の意思表示をしている時に、その議題が承認されたとみなす。

### 第4章 その他の執務

#### 第19条（方針の成立）

第1項 当該年度実行委員会は、その他の全ての議事に先立って、『新歓運動方針案』を全体会議で議決しなければならない。

第2項 運動のうち、次に掲げる事項については、第1項の規定による『新歓運動方針案』の議決を経て中央委員会がこれを承認した後に開始され、『新歓運動総括』が承認されるまでに完了されなければならない。ただし、その他実行委員会が必要と認めた事項についてはこの限りではない。

1. 企画の実行
2. 予算の執行
3. その他学友会員に向けて実行委員会として行うものの実行

#### 第20条（総括の作成と協力義務）

第1項 新歓運動の終了後は、当該年度の運動に対する総括を作成し、実行委員会としての運動の成果を学友会員に報告しなければならない。

承認 第3回中央常任委員会（2023年2月3日）

承認 第3回中央委員会（2023年2月3日）

第2項 実行委員及び議題提案者は、前項の総括作成に協力しなければならない。

第3項 『新歓運動総括』は、以下の内容を含んでいなければならない。

1. 運動上の全企画の効果及び実務に対する総評
2. 新歓運動戦略と全企画の整合性に関する評価
3. 新歓運動戦略に対する実際の運動執行実績の相違点及び評価
4. 新歓運動の財政面に関する評価
5. 実行委員会内部及び外郭の組織及び人員の運営に対する評価
6. 当該年度の「新歓運動に係る戦略」及び「新歓運動体制」の妥当性に関する評価
7. 当該年度の運動実績を踏まえた、本規約及び『新歓運動方針』に対する見解
8. 次年度以降の新歓運動に対する展望
9. その他当該年度の運動について後年への継承又は学友会員への報告が必要な事項

第4項 『新歓運動総括』を作成するにあたっては、総括に先駆けて当該年度の「新入生及び新歓運動の実態」を分析し、これを根拠の一部として総括作成を進めなければならない。

## 第5章 財政

### 第21条（運動の収入）

運動の収入には、学友会費、企画参加費及び大学からの援助金等を以てこれに充てる。

### 第22条（運動予算の成立）

第1項 実行委員会は、毎年度の運動予算を作成し、全体会議及び中央委員会の承認を得なければならない。

第2項 運動予算総額の策定は、以下の要領で行うものとする。

1. 前年度の実績を基に、運動に係る支出を試算し、運動予算総額とする。これを支出する場面的性質ごとに小括し、各々について学友会費を充てることの可否を全体会議において議決する。ただし、この議決によって学友会費の支出ないし執行を開始することはできない。

2. 実行委員会は、前号で算出した「運動に係る支出」に、学友会会計規程細則第5条に規定する予備金を算入することができる。ただし、予備金は、前年度の実績を基に、妥当な額となるようにこれを算出し、全体会議の議決を経なければならない。

### 第23条（運動予算の超過禁止）

承認 第3回中央常任委員会（2023年2月3日）

承認 第3回中央委員会（2023年2月3日）

第14条第1項第6号又は第7号に規定する議題を議決する場合、それまでに執行することを承認した全ての支出の総額に、当該議題が要求する予算額を加えて得た額が運動予算の総額を上回るとき、会議は当該議題を承認することができない。

#### 第24条（補正予算の成立）

実行委員会は、第22条に規定する予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを中央委員会へ提出することができる。

#### 第25条（運動決算の成立）

実行委員会は、毎年度の運動決算を作成し、全体会議及び中央委員会の承認を得なければならない。

### 第6章 その他禁止事項及び処分手続き

#### 第26条（禁止事項）

新歓運動において、次に掲げる事項を禁止する。

1. 個人の生命、身体又は財産その他保護されるべき権利に対する危険を発生させ又はさせるおそれのある行為。
2. 特定の宗教に入信することを迫り、特定の宗教の教義を流布し、その他宗教的活動に関する行為。
3. 学友会又は大学の業務を妨害する行為。
4. 前3号に定める行為のほか、新歓実行委員会が別に定める規約等に定める行為。

#### 第27条（実行委員長による緊急停止権）

第1項 前条各号に規定する事項が発見された場合は、会議によって対処できない緊急の事案に限り、実行委員長は当該企画の全部又は一部につき、実施を停止する措置を講ずることができる。

第2項 前項の規定は、企画及びその予算を執行することに対する承認の前後から、その執行において、手續きの瑕疵が発見された場合についても準用する。

第3項 第1項及び前項の規定により措置を講じた場合、直ちに第18条の規定による議決を行わなければならないが、その議決により会議の追認が得られないときは、その措置は効力を失う。ただし、第18条第1項の規定により実行委員が電磁的方法による議決を行うことに反対の意思を示し、議決を行えなかったときは以降の直近の会議で議決を行う。

第4項 前項の規定にかかわらず、第18条の規定による議決を行うよりも早く会議を開催できる場合には、前項中「第18条の規定」とあるのは「会議」とする。

承認 第3回中央常任委員会（2023年2月3日）  
承認 第3回中央委員会（2023年2月3日）

第5項 第1項及び第2講の規定により、措置を講じられた企画が、後の会議によって適正ないし正常な状態へと是正することができる場合、速やかに会議を開催し、是正内容について議決しなければならない。

## 第7章 個人情報

### 第28条（個人情報）

個人情報に関しては立命館大学学友会個人情報保護に関する規程の定めに従う。

## 第8章 改正及び廃止

### 第29条（改正及び廃止の提案権）

本規約の改正及び廃止は、中央委員又は実行委員長が発議し、常任委員長に議題として提案する。ただし、第26条の改正又は廃止については、実行委員長しか発議することができない。

### 第30条（改正及び廃止に必要な要件）

本規約を改正及び廃止するには、中央委員総数の3分の2以上が出席した中央委員会において、出席中央委員の過半数が賛成することを要する。

## 附則

### 第1条 削除

### 第2条（施行日）

本規約の施行日は、2023年2月3日とする。

2017年2月5日 一部改正  
2017年9月25日 一部改正  
2023年2月3日 一部改正